

輸血医療の安全性確保のための総合対策に係る 検討項目について

1. 健康な献血者の確保の推進

献血者が、AIDSやウイルス肝炎等の感染症に罹患しないような社会環境の整備を促進することにより、献血血液へのウイルス等の病原体（以下「病原体」という）が混入する頻度を軽減する。

2. 検査目的献血の防止

感染直後のウインドウ期にある可能性のある者が、検査目的で献血することを防止することにより、病原体を有する血液の検査のすり抜けを防ぐ。

3. 血液製剤の検査・製造体制等の充実

採血時における病原体の混入防止対策を充実するとともに、検査による排除や製造工程における不活化等の充実により、安全性を確保する。

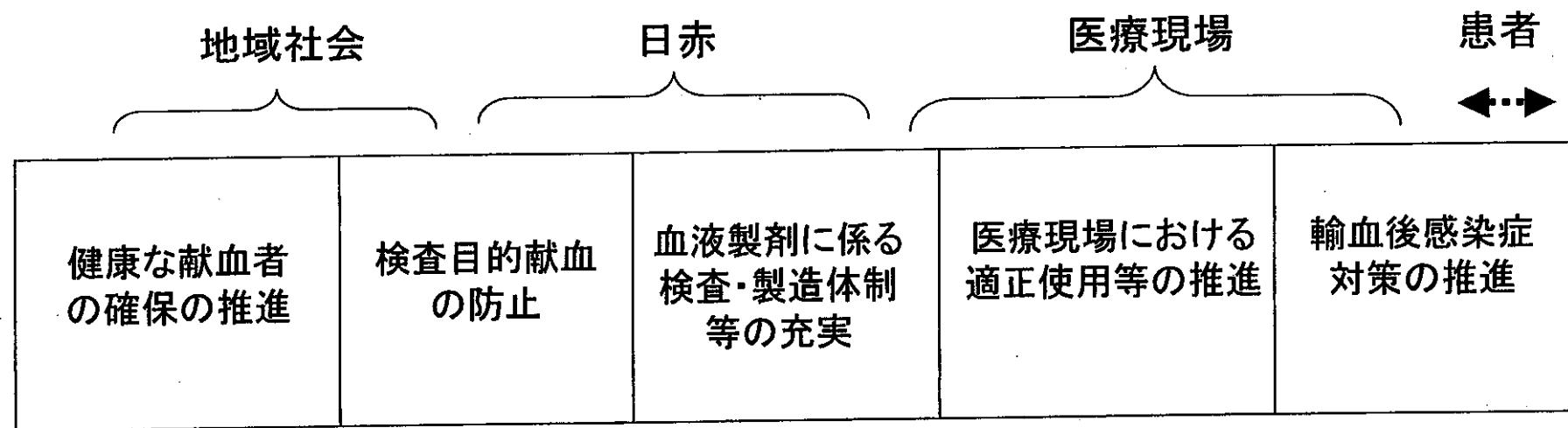
4. 医療現場における適正使用等の推進

輸血によるリスクの存在を医療関係者や患者等が正しく認識し、真に必要な場合にのみ投与することを徹底できるよう、医療機関の体制整備等の充実を図る。

5. 輸血後感染症対策の推進

万が一、輸血による感染症等が発生した場合、早期に発見し早期治療に結びつけることにより、健康被害の発生を最小限ににくい止める。

輸血医療の安全性確保のための総合対策



総合対策により安全性確保
(厚生労働省による総合調整等)